

阪神水道企業団総合評価方式実施に伴う低入札価格調査手続要綱

(目的)

第1条 この要綱は、阪神水道企業団が総合評価方式入札（以下「入札」という。）により建設工事の請負契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第1項（施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を調査の上、落札者としなないときの手続について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 低入札価格調査 契約の内容に適合した履行がされるか否かについての調査
- (2) 最低価格入札者 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者（ただし、失格基準価格を設定している場合は、失格基準価格を下回る価格をもって申込みをした者を除く。）
- (3) 次順位者 最低価格入札者以外の者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者
- (4) 履行可能 最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされること
- (5) 履行不能 最低価格入札者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされない恐れがあること
- (6) 調査基準価格 履行不能の疑いがある基準となる価格
- (7) 失格基準価格 履行不能と認める数値的判断基準となる価格

(対象)

第3条 予定価格が土木・建築工事については3億円以上、設備工事については1億円以上の工事請負契約に係る入札については、低入札価格調査の対象として調査基準価格を設定するものとする。

(調査基準価格)

第4条 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に100分の95、共通仮設費の額に100分の90、現場管理費の額に100分の80、一般管理費の額に100分の55及び主要機器費の額に100分の87.5を乗じて得た額の合計額とする。ただし、その額が予定価格に100分の90を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に100分の90を乗じて得た額とし、予定価格に100分の70を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に100分の70を乗じて得た

額とする。

2 業務内容等から前項の規定により難しい場合には、予定価格に100分の70を乗じて得た額とする。

(失格基準価格)

第5条 失格基準価格は、予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に100分の85、共通仮設費の額に100分の70、現場管理費の額に100分の70、一般管理費の額に100分の55及び主要機器費の額に100分の85を乗じて得た額の合算額とする。ただし、予定価格に100分の70を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に100分の70を乗じて得た額とする。

2 工事内容等から、この内容によらない場合もある。

(端数処理)

第6条 第4条及び第5条の規定により算出した価格に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(入札の執行)

第7条 入札の結果、失格基準価格を下回る価格をもって申込みをした者は、契約の内容に適合した履行が不能であるものとして、落札者としなないものとする。

(低入札価格調査の実施)

第8条 第3条の規定により調査基準価格を設定した入札において、最低価格入札者の入札価格が調査基準価格を下回っているときは、低入札価格調査を行うものとする。

(事情聴取および照会等の実施)

第9条 低入札価格調査の実施にあたっては、審査担当課長が最低価格入札者からの事情聴取等を行い、総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）に報告するものとする。

(履行可否に関する審議)

第10条 委員会は、前条による報告内容について審議し、履行の可否を確定するものとする。

附 則

この要綱は、平成30年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月23日から施行する。